

## 石狩市証明等手数料条例の一部改正（手数料の新設）

### 1 背景

戸籍法の一部が改正され、戸籍電子証明書の活用による証明書等の添付省略（パスポートの発給申請時など。）や戸籍証明書等の広域交付（最寄りの市区町村窓口で戸籍証明書等が請求可能となる。）ができるようになります。

### 2 改正の内容

戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号※の発行に係る事務が追加となるため、手数料を新設します。

※電子証明書提供用識別符号～法務大臣が情報提供ネットワークシステムを利用して、他の行政機関等に個人を特定して戸籍関係情報を提供するために用いる符号。

### 3 石狩市証明等手数料（案）

証明書の種類	単位	手数料
戸籍電子証明書提供用識別符号の発行	1件につき	400円
除籍電子証明書提供用識別符号の発行	1件につき	700円

このほか、戸籍証明書等の広域交付に関する事務内容の修正等を行います。